

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 エレベーターの安全を担保するため、点検等を定期的実施し、エレベーターの安全確保を維持するため、保守業務を民間の専門業者により実施する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 エレベーターの保守業務は専門的な知識や技術を有する者でなければならず、メーカーが仕様を公表していないことから、●●●製のエレベーターの仕様を把握している●●●●●以外に整備点検を行えるものがないため。